

平成 28 年 5 月 31 日
農 林 水 産 省

農林水産省地球温暖化対策推進本部の設置について

1 趣旨

昨年 12 月、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)において、京都議定書に代わる、2020 年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択された。我が国では、このパリ協定及び昨年 7 月に国連気候変動枠組条約事務局に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本年 5 月に「地球温暖化対策計画」が閣議決定された。また、様々な分野における気候変動の影響に対し、政府全体として整合のとれた取組を総合的かつ計画的に推進するため、昨年 11 月に「気候変動の影響への適応計画」が閣議決定された。

これまで、農林水産省においては、京都議定書第 1 約束期間(平成 20 年から平成 24 年)の削減目標達成のための措置を定めた京都議定書目標達成計画を踏まえて、平成 19 年の「農林水産省地球温暖化対策総合戦略」の策定等を通じて、農林水産分野における緩和策と適応策を実施してきたところである。加えて、適応策については、政府全体の適応計画作成の動向を捉えて、農林水産分野での気候変動による将来予測等を踏まえた計画的な適応策をきめ細かく講じていくため、「農林水産省気候変動適応計画」(以下、「農林水産省適応計画」という。)を政府全体の計画に先立ち、昨年 8 月に別途策定したところである。

このような背景の下、地球温暖化対策計画に掲げられた中期目標(2030 年度 2013 年度比 26%削減)等の達成に向け、農林水産分野における緩和策を計画的に推進することを目的とし、農林水産省適応計画と両輪をなす「農林水産省地球温暖化対策計画」(以下、「農林水産省温対計画」という。)の策定や、農林水産省適応計画の改定等を行うため、「農林水産省地球温暖化対策推進本部」を設置する。

2 検討内容

- (1)農林水産省温対計画の策定に関する事項
- (2)農林水産省適応計画の改定に関する事項
- (3)その他

3 体制

- (1)本部長は農林水産大臣政務官、本部長補佐は技術総括審議官兼技術会議事務局長とする。
- (2)本部員は、関係する各局庁の部長・審議官級により構成する(別紙参照)。
- (3)事務局は、大臣官房政策課環境政策室が担当する。

4 設置期間

平成 28 年 5 月～平成 29 年 3 月

5 その他

別途、技術総括審議官兼技術会議事務局長を幹事長とする課室長級で構成される農林水産省地球温暖化対策幹事会を設置し、農林水産省温対計画の原案等について検討する。

農林水産省地球温暖化対策推進本部の体制

(平成 29 年 3 月現在)

本 部 長: 矢倉農林水産大臣政務官

本部長補佐: 技術総括審議官兼技術会議事務局長

本 部 員: 生産振興審議官

大臣官房審議官(消費・安全局)

大臣官房審議官(食料産業局)

大臣官房参事官(経営局)

生産局畜産部長

農村振興局次長

政策統括官付農産部長

技術会議事務局研究総務官

林野庁森林整備部長

水産庁増殖推進部長

大臣官房参事官(環境政策)

統計部管理課長

事 務 局: 大臣官房政策課環境政策室